

月次総会議事録

令和4年（第8回）加古川市農業委員会月次総会
令和4年8月24日（水）

加古川市役所新館9階 191会議室に委員を招集し、開催する。

出席委員

1 佃 辰雄	2 堀本 孝	3 藤田 昌秀
4 坂田 順子	5 田川 澄敏	6 山本 和由
7 岡本 善四郎	8 丸山 良作	9 井郷 豊嗣
10 三原 猛	11 馬田 禧紹	12 前田 祥道
13 藤本 毅	14 東田 富能	15 井相田 つや子
16 原 靖	17 佐伯 眞究	18 都倉 正

欠席委員

事務局

局長	稗田 清人	次長	宮武 滋
農政企画担当副課長	穴田 順一	農地係長	池田 健司
主査	矢富 彰展		

農林水産課

農政係長	畑中 慎介		
書記	河野 友博	書記	猿木 真吾
振興係長	川田 英明	主事	金丸 誠生

現地調査（東地区）

8月18日（木） 午前8時40分から

馬田会長、佐伯農地委員長、佃委員、岡本委員 事務局2名

現地調査（西地区）

8月18日（木） 午前1時15分から

都倉委員、山本委員 事務局2名

馬田 禧紹 会長 議長席へ

開会時刻 午後 1 時 3 0 分

議長 ただ今より、令和 4 年第 8 回の月次総会を開催いたします。
開催に先立ちまして本日の委員の出席状況を事務局より報告願います。

事務局 委員の出席状況を報告いたします。
委員定数 18 名
委員現在数 18 名
本日の出席委員数 18 名
以上です。

議長 事務局の報告は終わりました。農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項
の規定により月次総会の成立を認めます。
議事に先立ちまして、議事録署名委員の選任を議長に一任願えますか。

異議なし

議長 異議なしの声がありましたので、17 番 佐伯 眞究委員、18 番 都倉
正委員、両名よろしく願います。

議長 それでは議事に入ります。
議案第 86 号を議題といたします。議案第 86 号について、事務局の議案
朗読及び説明を願います。

事務局 説明の前に、議案の訂正をお願いします。議案書 2 ページ、議案番号 5 番
の面積及び合計面積を [] 平米と訂正をお願いします。

議案書 1 ページ及び審議参考資料 1 ページをご覧ください。

この議案は、耕作目的で農地の権利移転、または権利設定をするために、
農地法第 3 条の規定による農業委員会の許可を受けようとするものです。

それでは、議案を朗読いたします。

議案第 86 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可を求め
ること。

1 加古川町大野 []、[] 平米、外 2 筆、計 [] 平米。

[] さんから、[] さんへ。新設農家、使用貸借権設定。

2 加古川町大野 []、[] 平米。[] さんから、[]

[] さんへ。

3 加古川町美乃利 []、[] 平米。[] さん 外 2 名か

ら、[] さんへ。新設農家、使用貸借権設定。

4 上荘町小野■■■■、■■■■平米、外1筆、計■■■■平米。■■■■

■■■■さんから、■■■■さんへ。新設農家、使用貸借権設定。

議案書2ページ、審議参考資料2ページをご覧ください。

5 上荘町薬栗■■■■、■■■■平米。■■■■さんから、■■■■

■■■■さんへ。新設農家。

6 上荘町薬栗■■■■、■■■■平米。■■■■さんから、■■■■さ

んへ。新設農家。

7 志方町原■■■■、■■■■平米。■■■■さんから、■■■■

さんへ。

8 志方町成井■■■■、■■■■平米。■■■■さんから、■■■■

■■■■さんへ。

全ての案件について申請地及び譲受人の所有地並びに現耕作地の現況が農地であることを地元委員及び他市町耕作証明より確認しております。

また、1番及び3番、4番から6番の案件は新設農家の聞き取り調査を実施しております。

つきましては、別紙、審議参考資料1から2ページのとおり、事務局の書面審査、及び、地元委員の現地調査により、不許可要件を列記した農地法第3条第2項各号には該当していないと見られることから農地法に規定する許可基準を満たしているものと考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 1番並びに3番の案件について、新設農家の聞き取り調査された委員から報告をお願いします。

佃委員 議席番号1番 佃です。8月18日木曜日 午前10時45分より、馬田会長、佐伯農地委員長、岡本委員と私、事務局3名の合計7名で、議案第86号1番及び3番の借受人の■■■■さん、貸人のおひとりである■■■■さん出席のもと、新設農家に対する営農計画の聞き取り調査を行いましたので、その概要を報告します。

なお、貸人である■■■■さんは申請者の■■■■さんへ、■■■■さん、■■■■さんは■■■■さんへの委任状が提出され欠席でした。

今回申請に至った経緯ですが、■■■■さんは以前から農業に興味があり、システムエンジニアとして農業の自動化について取り組みたいと思っておられましたが、経験がないのでわからないことが多く、農業はどんなに大変かということを知ったうえで仕事に生かしたいと考え、この度申請にいたったそうです。

■■■■さんから借り受ける農地については水稻を、■■■■さんから借りる農地では自家消費される季節野菜を作られるようです。■■■■さんの住まいからこれらの農地までは5キロほど離れていますが、申請地の近隣には畑作をされている義父がおられるので、貸人や義父から教えを乞いながら農業をしてい

きたいと話しておられました。また、貸人から農業用倉庫や農機具も貸していただけることになっているそうです。

農業の自動化がすすみ、労力が軽減されていくことはこれからの農業にとって魅力的な取り組みですが、農業は周囲地域との関わりや農会との付き合いが大切であるとの話題にもなりました。地域との調和を図りながら、少しずつ農機具の運転技術も磨き、農業経験を生かした事業展開ができるよう励んでいきたいと意欲をみせておられました。

聞き取りの結果、現時点での計画による営農の問題はないと思われます。

以上、よろしくご審議願います。

議長 続いて4番から6番の案件について、新設農家の聞き取り調査された委員から報告をお願いします。

都倉委員 議席番号18番 都倉です。8月18日木曜日 午後4時20分より、馬田会長、佐伯農地委員長、山本委員と私、事務局3名の合計7名で、議案第86号4・5・6番の受人の■■■■さん出席のもと、新設農家に対する営農計画の聞き取り調査を行いましたので、その概要を報告します。

なお、4番の貸人である■■■■さんは■■■■さんへの委任状が提出され欠席でした。

今回申請に至った経緯ですが、■■■■さんの親族宅に隣接する農地所有者が亡くなり、相続人が耕作してくれる人を探しておられることを聞いて力にならないかと思っていたところ、この他にも農地を使用してほしいと相談があり、申請に至ったそうです。

農業経験はほとんどないそうですが、農地を貸借する■■■■さんから農機具も借りることになっており、作業を通じて農業の経験を重ねていきたいとおっしゃっていました。水田ではヒノヒカリを、畑では比較的栽培しやすい玉ねぎやナスなどの野菜からはじめ、少しずつ種類を増やしていければと考えておられます。できた作物は自家消費の予定ですが、たくさん収穫できれば身内にも分けたいとのことでした。

■■■■さんは自営業をされていることから、仕事の調整がある程度可能で、申請地はそれぞれ離れているものの自宅から500m程度の距離にあり、農業を続けやすいだろうとおっしゃっていました。仕事の都合や農地までの距離も農業を続けていきやすいかの目安となりますが、農業をやろうという今の気持ちが大切で、この気持ちを忘れないように励んでいただきたいとお伝えしました。

農機具の扱いについては十分気を付けて怪我や事故がないようにすると共に、周辺地域の関係者とコミュニケーションを図り、農業経営が軌道にのってくれば耕作面積も増やしていくなど、活躍を期待したいと伝えて聞き取り調査を終えました。

聞き取りの結果、現時点での計画による営農の問題はないと思われます。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明並びに聞き取り調査された委員の報告は終わりました。議案第86号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第86号について、許可することに決定して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第86号について、許可することに決定いたします。

議長 次に、議案第87号を議題といたします。
議案第87号について、事務局の議案朗読及び説明をお願いします。

事務局 議案書3ページをご覧ください。

この議案は、加古川市農業委員会農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積にかかる狭小農地等の区域指定に関する取扱いに関する要綱に基づき、別段面積及び区域の指定をしようとするものです。

それでは、議案を朗読いたします。

議案第87号 農地法第3条第2項第5号括弧書きに規定する別段の面積の決定について。

1 志方町成井477、 平米。現行の別段面積 30アール、変更後の別段面積 1アール、狭小農地特例の適用。

この土地は所有者による耕作が困難になりつつある農地で、加古川市田園まちづくり地域における空き家、空き地情報に掲載された空き家、空き地に付随する農地であって、当該空き家、空き地を取得しようとする者が管理、耕作しなければ、将来遊休化する恐れがあると考えられます。

この案件につきましては、別段面積及び区域の指定について申請があったもので、事務局の書面審査、定例現地調査、並びに譲受予定者である 氏への聞き取り調査により、狭小農地の特例の要件を満たしているものと考えております。

なお、この案件が可決され、申請者の方が農地法第3条許可申請書を提出されましたら、内容が変わらない限り、会長専決により直ちに許可書を交付し、直近の月次総会に報告することとなります。また、許可後には別段面積を従来に戻す議案を提出させていただく予定です。

以上、よろしくご審議願います。

議長 1 番の案件について、現地調査並びに聞き取り調査された委員から報告をお願いします。

山本委員 議席番号 6 番 山本です。議案第 87 号に係る新設農家の聞き取り調査結果を報告します。

聞き取りは、8 月 18 日木曜日 午後 4 時 50 分より農業委員室にて、馬田会長、佐伯農地委員長、都倉委員と私、事務局職員 3 名で、譲受予定人 ■■■■■ さんから、農地取得等の経緯並びに営農計画について聞き取り調査を行いましたので、その概要を報告します。

まず、この申請に至った経緯、理由については、譲受予定人である ■■■■■ さんは、現在、子育てや交通の利便がよい地域に住んでおられますが、いずれはゆっくりと自然に囲まれた地域で暮らしたいと思い描いておられたところ、加古川市田園まちづくり地域における空き家、空き地情報に掲載された申請地に隣接する空き家情報をみつけ、この土地であれば農業をしながら生活する夢も同時に叶うことから、申請に至ったとお聞きしました。

■■■■■ さんは、数年前まで家庭菜園をされていたそうです。農業についての経験は少しあるもの、農機具については鍬や鋤のようなものしか使用経験がなく、手押しの耕うん機を購入して効率よく耕作できればと計画されています。また、取得予定の住宅敷地内にある倉庫もあるため、農業用倉庫として使用していきたいとのことでした。

営農計画としては、スナップエンドウやじゃがいも、トマト、とうもろこしなどの季節野菜をはじめ、ブルーベリーなども計画されています。この辺りは水はけのよい畑地ですので、イモ類をはじめ様々な作物の栽培に取り組んでいただけたと思います。

この土地であれば、現在の住まいと同じ程度の距離に JR の駅もあり、転居したとしても無理なく仕事を続けることができるそうです。また、農地を取得することにより生じてくる近隣や農業団体、町内会との付き合いについても、少しずつ関わりの範囲を広げていき、豊かな生活を送っていただけるとお話されていました。

聞き取り調査、及び、現地調査の結果から、申請者の営農について、問題はないかと思えます。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明並びに聞き取り調査された委員の報告は終わりました。

議案第 87 号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第87号について、別段面積を設定することに決定して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第87号について、別段面積を設定することに決定いたします。

議長 次に、議案第88号を議題といたします。

議案第88号の3件については、7月12日から8月10日までに、農地法第3条、第1項に規定された許可を必要としない、相続等による農地の所有権の取得に関して、届出、専決処理された報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長 次に、議案第89号を議題といたします。

議案第89号について、事務局の議案朗読及び説明をお願いします。

事務局 議案書5ページ、審議参考資料3ページをご覧ください。

恐れ入りますが、議案書の修正をお願いします。1番 [REDACTED] について、申請書類に不備があり補正を要するため、議案書から削除してください。

この議案は、農地転用するために、農地法第4条の規定による県知事の許可を受けようと申請されたもので、地元農業委員会の意見を添付し、県知事に進達しようとするものです。

それでは、議案を朗読いたします。

議案第89号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見書添付のこと。

2 東神吉町神吉 [REDACTED]、[REDACTED] 平米。[REDACTED] さん、庭用地。

この案件については、定例現地調査を実施しております。

つきましては、別紙、審議参考資料3ページのとおり、事務局書面審査、定例現地調査、及び、立地基準に基づく農地区分を含め、農地法に規定する許可基準を満たしているものと考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 現地調査をされた西地区調査班の委員から報告をお願いします。

都倉委員 議席番号18番 都倉です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和4年8月18日、調査者は、山本委員と私、事務局2名の、合計4名で実施しました。

議案第89号の2番。申請の土地の位置は神吉の中、現況は放棄田。申請

地の周囲は、東が畑、西が雑種地、南が宅地、北が水路となっており、隣接農地への影響はないものと思われます。地元立会委員は、井郷委員、磯野推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明、並びに現地調査された委員の報告は終わりました。

1 番の案件について、今月議案から削除した理由について、事務局から説明してもらえますか。

事務局 この度の申請については、水利組合、土地改良区、隣接農地所有者からの同意書の添付がありませんでした。土地改良区については、農地法施行規則に、意見を求めた日から 30 日を経過してもなお同意が得られない場合は、その事由を記載した書面を提出することとなっています。今回、土地改良区に意見を求めてから 30 日経っていなかったため、補正を求めています。以上です。

議長 わかりました。
では、議案第 89 号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第 89 号について、許可相当の意見書を添付して県に進達して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第 89 号について、許可相当の意見書を添付して県に進達することに決定いたします。

議長 次に、議案第 90 号を議題といたします。
議案第 90 号について、事務局の議案朗読及び説明をお願いします。

事務局 議案書 6 ページ、審議参考資料 4 ページをご覧ください。
恐れ入りますが、議案書の修正をお願いします。4 番、東神吉町升田
[REDACTED] について、始末書が追加で提出されましたので、備考欄に始末書添付と追記をお願いします。

この議案は、農地転用を伴う権利移転、または権利設定するために、農地法第 5 条の規定による県知事の許可を受けようと申請されたもので、地元農業委員会の意見を添付し、県知事に進達しようとするものです。

それでは、議案を朗読いたします。

議案第90号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見書添付のこと。

1 平岡町二俣[]、[]平米。[]さんから、[]さんへ。住宅用地、使用貸借権設定、建築許可申請併願。

2 東神吉町神吉[]、[]平米。[]さんから、株式会社 []へ。太陽光発電設備設置用地。

3 東神吉町神吉[]、[]平米、他1筆、計[]平米。[]さん 外1名から、[]さんへ。露天駐車場用地。

議案書7ページをご覧ください。

4 東神吉町升田[]、[]平米。[]さんから、株式会社 []へ。太陽光発電設備設置用地、始末書添付。

5 東神吉町出河原[]、[]平米、他4筆、計[]平米。[]さん 外1名から、株式会社 []へ。太陽光発電設備設置用地。

6 平荘町里[]、[]平米、他1筆、計[]平米。[]さん 外1名から、株式会社 []へ。太陽光発電設備設置用地、疎明書添付。

なお、いずれの案件につきましても定例現地調査を実施しております。

つきましては、別紙、審議参考資料4から5ページのとおり、事務局書面審査、定例現地調査、及び、立地基準に基づく農地区分を含め、農地法に規定する許可基準を満たしているものと考えております。

以上よろしくご審議願います。

議長 現地調査をされた委員の報告をお願いします。

まず、1番及び6番の案件について、東地区調査班の委員から報告をお願いします。

岡本委員 議席番号7番 岡本です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和4年8月18日、調査者は、馬田会長、佐伯農地委員長、佃委員と私、事務局2名の、合計6名で実施しました。

議案第90号の1番。申請の土地の位置は二俣の東、現況は休耕田。申請地の周囲は、東が分筆田、西が道路、宅地、南が分筆田、北が田となっており、隣接農地への影響はないものと思われます。

続いて、議案第90号の6番。申請の土地の位置は里の南、現況は休耕田。申請地の周囲は、東が雑種地、西が道路、南が田、北が雑種地となっており、隣接農地への影響はないものと思われます。

以上、よろしくご審議願います。

議長 次に、2番から5番の案件について、西地区調査班の委員から報告をお願いします。

いします。

都倉委員 議席番号18番 都倉です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和4年8月18日、調査者は、山本委員と私、事務局2名の、合計4名で実施しました。

議案第90号の2番。申請の土地の位置は神吉の南、現況は稲作。申請地の周囲は、東が雑種地、西が田、南が水路・道路、北が道路となっており、隣接農地への影響はないものと思われます。

続いて、議案第90号の3番。申請の土地の位置は神吉の西、現況は放棄田。申請地の周囲は、東が田・宅地、西が雑種地、南が水路、北が水路・雑種地となっており、隣接農地への影響はないものと思われます。

続いて、議案第90号の4番。申請の土地の位置は升田の南、現況は休耕田。申請地の周囲は、東が水路・道路、西が田、南が水路、北が道路・宅地となっており、隣接農地への影響はないものと思われます。

続いて、議案第90号の5番。申請の土地の位置は出河原の東、現況は放棄田。申請地の周囲は、東が畑、西が道路、南が田、北が雑種地となっており、隣接農地への影響はないものと思われます。以上4件、地元立会委員は、井郷委員、磯野推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 次に、6番の案件について、隣接同意書不添付にかかる聞き取り調査された委員の報告をいただきます。

都倉委員 議席番号18番 都倉です。議案第90号の6番について、水利組合と隣接農地所有者からの同意書の添付がなく、上申書を提出されている件について、8月18日木曜日、23日火曜日に、馬田会長、佐伯農地委員長、来田推進委員、岸本推進委員と私、事務局3名の合計8名で聞き取り調査を行いましたので、その概要を報告します。

初めに、18日に、水利組合と隣接農地所有者は、諸事情により聞き取り調査の当日には出席されず、申請者[]の[]さん、申請者の代理人である行政書士の石井さんの2名から11時30分から12時40分まで、聞き取りを行いました。同意書が取れなかった理由については、水利組合、隣接農地所有者とも地元の田園協議会の決定に委ねると言われ、その決定が得られていないためであるとのことでした。水利組合、田園協議会、隣接所有者にはそれぞれ3回から5回程度、話合いの場を設けるため電話や訪問をしてきたが、話し合いの場さえ設けてもらえなかったとのことでした。

委員会からは、地元と話合いをするために、審議を1カ月先送りできないか提案しましたが、本来であれば6月に申請する予定でしたが、合意をめざして8月まで接触を図ってきたため、これ以上引き延ばすことは考えられないとのことでした。

そこで、申請者への調査終了後に、水利委員長に対して申請者と話合いの場を設けること、委員会の聞取りに来局することを事務局から依頼した結果、22日に申請者と地元が話し合いをされ、23日10時から10時40分まで水利委員長からの聞取り調査を行いました。

水利委員長からは、申請者から連絡があったのは、5月の1回だけであり申請されていることを知らなかったそうで、申請者の説明と異なる点もありましたが、この度の太陽光によって隣接の農地で農業ができなくなるような支障はないと考えられるとのことでした。ただし、太陽光ができることにより、将来的に里地区で農地を集約して管理する場合や、地域での利用計画について支障が出ることを懸念されていました。

聞取り調査の結果、地域としての課題はあるものの、周辺の農業への支障はないものと思われます。

以上、ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の議案朗読及び説明、現地調査及び聞き取り調査された委員の報告は終わりました。議案第90号について、ご意見を承ります。

藤本委員 議席番号13番 藤本です。4番について、先ほどの写真のうち手前部分の造成されている所について始末書が提出されたということでしょうか。

事務局 そのとおりです。

議長 ほかにご意見、ご質問はございませんか。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第90号について、許可相当の意見書を添付して県に進達して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第90号について、許可相当の意見書を添付して県に進達することに決定いたします。

議長 次に、議案第91号を議題といたします。

議案第91号の3件については、7月12日から8月10日までに、農地法第4条転用届出、専決処理された報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長 次に、議案第92号を議題といたします。

議案第92号の9件については、7月12日から8月10日までに、農地法第5条転用届出、専決処理された報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長 次に、議案第93号を議題といたします。
議案第93号について、事務局の議案朗読及び説明をお願いします。

事務局 議案書12ページ、審議参考資料6ページをご覧ください。
この議案は、200平米未満の自己所有農地を、農業用施設用地として転用するもので、農地法上許可不要案件ですが、地目変更、もしくは事実確認のため、農業委員会規程、農地法施行に関する実施細則第13条の規定に基づき、農業用施設用地であることを届出されたものです。

それでは議案を朗読いたします。

議案第93号 農業用施設用地届出にかかる受理のこと。

1 東神吉町升田■■■■■、■■■■■平米のうち■■■■■平米。■■■■■さん。農業用倉庫。事実確認のため。

2 志方町志方町■■■■■、■■■■■平米のうち■■■■■平米。■■■■■さん。農業用倉庫。事実確認のため。

なお、この案件では、定例現地調査を実施しております。

つきましては、別紙、審議参考資料6ページのとおり、事務局書面審査及び現地確認等調査による、農地法施行規則第29条第1号に規定する基準を満たしているものと考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 現地調査をされた西地区調査班の委員の報告をお願いします。

山本委員 議席番号6番 山本です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和4年8月18日、調査者は、都倉委員と私、事務局2名の、合計4名で実施しました。

議案第93号の1番。申請の土地の位置は升田の西。申請地には農業用倉庫が建っており、申請どおりかと思われます。地元立会委員は井郷委員、礒野推進委員でした。

続いて、議案第93号の2番。申請の土地の位置は志方町の西。申請地には農業用倉庫が建っており、申請どおりかと思われます。地元立会委員は東田委員、竹内推進委員、萩原推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明、並びに現地調査された委員の報告は終わりました。議案第93号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第93号について、受理することに決定して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第93号について、農業用施設用地届出を受理することに決定いたします。

議長 次に、議案第94号を議題といたします。
議案第94号について、事務局の議案朗読及び説明をお願いします。

事務局 議案書13ページ、審議参考資料7ページをご覧ください。
この議案は、農業振興地域農用地以外の農地で、20年以上農地性がないこと、または自然災害により非農地となった土地で、農地への復旧が著しく困難であること、もしくは耕作放棄地のうち農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難であること、または周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれることから、地目変更のため、農地法第2条に規定する農地でないことの証明をお願い出されたものです。

それでは議案を朗読いたします。

議案第94号 非農地証明願承認のこと。

1 神野町石守■■■■、■■■■平米。■■■■さん 外1名、昭和58年以前。

2 神野町石守■■■■、■■■■平米。■■■■さん、平成11年3月頃。

3 平荘町里■■■■、■■■■平米。■■■■さん、平成元年頃。

4 志方町大澤■■■■、■■■■平米。■■■■さん、平成6年3月頃。

議案書14ページをご覧ください。

5 志方町西中■■■■、■■■■平米、他3筆、計■■■■平米。■■■■さん、昭和40年頃。

6 志方町成井■■■■、■■■■平米。■■■■さん、昭和55年10月頃。

なお、いずれの案件につきましても定例現地調査を実施しております。

つきましては、別紙、審議参考資料7から8ページのとおり、事務局書面審査及び定例現地調査により、非農地証明基準を満たしているものと考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 現地調査をされた委員の報告をお願いします。

まず、1番から3番の案件について、東地区調査班の委員から報告をお願いします。

佃委員 議席番号1番 佃です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和4年8月18日、調査者は、馬田会長、佐伯農地委員長、岡本委員と私、事務局2名の、合計6名で実施しました。

議案第94号の1番。申請の土地の位置は石守の西。申請地の状況は山林となっており、申請どおりかと思われます。

続いて、議案第94号の2番。申請の土地の位置は石守の中。申請地の状況は宅地となっており、申請どおりかと思われます。以上2件、地元立会委員は坂田委員、石見推進委員でした。

続いて、議案第94号の3番。申請の土地の位置は里の西。申請地の状況は山林となっており、申請どおりかと思われます。地元立会委員は、都倉委員、来田推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 続きまして、4番から6番の案件について、西地区調査班の委員から報告をお願いします。

山本委員 議席番号6番 山本です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和4年8月18日、調査者は、都倉委員と私、事務局2名の、合計4名で実施しました。

議案第94号の4番。申請の土地の位置は大澤の北。申請地の状況は宅地となっており、申請どおりかと思われます。地元立会委員は丸山委員、栗山推進委員でした。

続いて、議案第94号の5番。申請の土地の位置は西中の東。申請地の状況は雑種地となっており、申請どおりかと思われます。地元立会委員は東田委員、竹内推進委員、萩原推進委員でした。

続いて、議案第94号の6番。申請の土地の位置は成井の東。申請地の状況は宅地となっており、申請どおりかと思われます。地元立会委員は北本推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明、並びに現地調査された委員の報告は終わりました。議案第94号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第94号について、承認して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第94号について、非農地証明願いを承認することに決定いたします。

議長 次に、議案第95号を議題といたします。
議案第95号の4件については、合意解約の報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長 次に、議案第96号を議題といたします。
議案第96号について、事務局の議案説明を願います。

事務局 差し替えさせていただいた議案書17ページをご覧ください。
議案第96号 許可（受理）の取消等について報告のこと。

1 神野町西条■■■■、■■■■平米、外4筆、計■■■■平米。■■■■さん 外4名から、■■■■さんへ。5条届出。

この案件につきましては、令和4年7月8日付で農地法第5条の規定により農地転用届出を受理しましたが、譲受人変更のため届出者から取消し願いが提出され、届出時点と現況に変わりがなかったため、令和4年7月21日付で受理したものです。

2 平荘町池尻■■■■、■■■■平米。■■■■さんから、株式会社■■■■へ。5条許可。

この案件につきましては、令和3年8月20日付で農地法第5条の規定により農地転用の許可を受けていますが、譲受人変更のため申請者から取消し願いが提出され、許可時点と現況に変わりがなかったため、令和4年7月20日付で県知事による取消通知があったものです。

以上です。

議長 議案第96号については、報告案件でございますので、これで終わりいたします。

議長 次に、議案第97号を議題といたします。
議案第97号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書18ページをご覧ください。
この議案は、市街化区域内の農地については、今後20年間、自ら耕作。市街化区域外の農地については、生涯、自ら耕作。また、農業経営基盤強化促進法に基づく事業、身体障害などによる営農困難となった場合の貸し付け耕作により、相続税の納税猶予の適用を受けようとするものです。

それでは議案を朗読いたします。

議案第97号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認のこと。

1 平岡町山之上[]、[]平米。相続人 []さん、
被相続人 []さん。

2 尾上町口里[]、[]平米。相続人 []さん、被相続人 []さん。

なお、いずれの案件も地元委員による現地調査及び聞き取り調査により相続人自ら、全ての農地を自ら所有し、自ら耕作するとの報告を頂いております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明は終わりました。
議案第97号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第97号について、原案のとおり決定して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第97号について、原案のとおり、適格者証明願いを承認することに決定いたします。

議長 次に、議案第98号を議題といたします。
議案第98号について、事務局の議案朗読及び説明をお願いします。

事務局 議案書19ページをご覧ください。

この議案は、改正農地法施行日、平成21年12月15日より前に相続税の納税猶予の適用を受けて、この度20年を経過しようとするもので、その利用状況を確認し税務署に報告するものです。

それでは議案を朗読いたします。

議案第98号 相続税の納税猶予にかかる特例農地等の利用状況確認のこと。

1 加古川町大野[]、[]平米、外10筆、計[]平米。
[]さん。

2 野口町北野[]、[]平米、外1筆、計[]平米。
[]さん。

3 尾上町養田[]、[]平米、外5筆、計[]平米。
[]さん。

なお、これらの案件につきましては、地元委員により、対象農地を自ら所有し、自ら耕作しているとの報告を頂いております。

以上よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明は終わりました。議案第98号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第98号について、原案のとおり決定して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第98号について、原案のとおり、加古川税務署に利用状況を回答することに決定いたします。

議長 ここで事務局の入れ替えを行います。

(事務局退席。農林水産課着席。)

議長 次に、議案第99号を議題といたします。

議案第99号について、諮問原課である農林水産課の議案朗読及び概要説明をお願いします。

農林水産課 失礼いたします。農林水産課農政係の猿木と申します。

この議案は、農業経営基盤強化促進法第18条に基づき、農地の権利移動を行うための、農用地利用集積計画を作成するにあたり、農業委員会の決定を受けようとするものです。

それでは議案を朗読いたします。

議案第99号 農用地利用集積計画の決定について。

議案書22ページ、審議参考資料9ページから16ページをご覧ください。農用地利用集積計画の概要です。借り手に当たります、利用権の設定を受ける戸数3戸、農地の中間的受け皿となる戸数1戸、貸し手に当たります、利用権を設定する戸数72戸。筆数148筆、面積206,944平米です。

続きまして、23ページから25ページをご覧ください。利用権設定等、総括表です。利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者の、それぞれ対象者ごとの面積・筆数等を記載しております。詳細につきましては、議案書26ページ以降の各筆明細をご高覧ください。

以上、概要説明とさせていただきます。

議長 諮問原課の議案朗読及び概要説明は終わりました。

ここで、議案第99号のうち各筆明細12番から57番については、丸山良作委員、原靖委員が役員を務める法人に関する事項が含まれていますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限に抵触することから、丸山委員、原委員に退席を願い、先に審議を行います。それでは、丸山委員、原委員の退席をお願いします。

(丸山 良作 委員、原 靖 委員 退席)

議長 それでは、議案第99号のうち各筆明細12番から57番について、諮問原課である農林水産課の議案説明をお願いします。

農林水産課 議案書27ページから33ページの各筆明細12番から57番の案件につきましては、貸す者46人、公益社団法人 ひょうご農林機構を介して、借りる者 農事組合法人 [REDACTED] です。詳細につきましては、各筆明細をご高覧ください。

なお、これらの案件について、事務局による書面審査を実施しております。つきましては、審議参考資料10ページから14ページのとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する要件に該当していると考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 農林水産課の議案説明は終わりました。議案第99号のうち各筆明細12番から57番について、ご意見を承ります。

藤本委員 議席番号13番 藤本です。今日、[REDACTED] が新規でひょうご農林機構を通じて利用権を設定する議案が上がってきています。これまでも多くの面積を設定してきており、今月新たに多くの農地を設定されますが、今月農林水産課が働きかけたことによるものであるのなら、他の地区にも参考となると思いますので、教えていただけますか。

農林水産課 特に働きかけたというものではありません。

事務局 事務局から補足説明させていただきます。今回[REDACTED] で利用権設定されるのは、志方町高畑地区となっています。令和2年度でしたか、人・農地プランが策定され、その後いろんな手続きに時間を要しましたが、このたび契約できる運びになったと理解しています。

藤本委員 人・農地プランの取り組みによって集積につながったことは、望ましいと

思います。これを参考に、来年度以降取り組んでいく地域計画にもつなげられればと思います。

議長 ほかにご意見・ご質問はございませんか。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第99号のうち各筆明細12番から57番について、原案のとおり決定して、異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第99号のうち各筆明細12番から57番について、原案のとおり決定いたします。
それではここで、丸山 良作委員、原 靖委員に着席願います。

(丸山 良作 委員、原 靖 委員 着席)

議長 続きまして、議案第99号のうち、各筆明細12番から57番を除く、1番から72番について、諮問原課である農林水産課の議案説明を願います。

農林水産課 議案書26ページから27ページの各筆明細1番から11番の案件につきましては、貸す者11人、公益社団法人 ひょうご農林機構を介して、借りる者 ■■■氏です。また、議案書33ページから34ページの各筆明細58番から72番につきましては、貸す者15人、借りる者 ■■■氏です。詳細につきましては、各筆明細をご高覧ください。

なお、これらの案件について、事務局による書面審査を実施しております。つきましては、審議参考資料9から10ページ及び14から16ページのとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する要件に該当していると考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 農林水産課の議案説明は終わりました。議案99号のうち、各筆明細12番から57番を除く、1番から72番について、ご意見を承ります。

藤本委員 議席番号13番 藤本です。さきほどの■■■■■については大規模営農で認定農業者ですが、■■■さんと■■■さんについては、認定農業者になる予定とかはあるのですか。

農林水産課 まず、■■■さんについては、一本松地区は人・農地プランを策定されて

いますが、認定農業者ではなく、中心経営体に位置付けされていません。今後、認定農業者となる意向があるかを確認しながら調整していきたいと思います。

■さんについても、認定農業者ではないことから、中心経営体には位置付けられていませんが、■さん同様、今後意向を確認していきたいと思います。

藤本委員 来年の9月末までに、基本構想を作ることが法で定められています。市内84の農業集落で地域計画を策定することになるので、中心経営体に位置付けをする方向で進めていくということで、これは意見として申し上げたいと思います。

議長 ほかにご意見、ご質問はございませんか。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案99号のうち、各筆明細12番から57番を除く、1番から72番について、原案のとおり決定して、異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案99号のうち、各筆明細12番から57番を除く、1番から72番について、原案のとおり決定いたします。

議長 次に、議案第100号を議題といたします。

議案第100号のうち、まず、■さんの案件について、諮問原課である農林水産課の議案朗読及び説明を願います。

農林水産課 失礼いたします。農林水産課農政係の河野と申します。

はじめに、農業経営改善計画の認定制度について、ご説明いたします。この認定制度は、効率的・安定的な農業経営体を目指して、農業経営を改善しようとする農業者が、農業経営基盤強化促進法第12条第1項に基づき、経営改善のための計画書を作成の上、市に申請し、市は同条第4項に基づいて、その計画を認定しようとするものです。

つきましては、農業委員会のご意見を賜りたく、今回の委員会に上程させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは議案についてご説明いたします。

議案第100号 農業経営改善計画の認定について意見を求めること。

議案36ページ及び審議参考資料の17ページをご覧ください。農業経営

改善計画の概要についてご説明いたします。

申請者の住所は、[REDACTED]、申請者は、[REDACTED]様です。[REDACTED]様は、平成29年9月に認定農業者の認定を受けておりましたが、このたび再認定のため、農業経営改善計画認定申請書の提出がありました。

続きまして、議案37ページをご覧ください。①農業経営体の営農活動の現状及び目標について。目標とする営農類型は、水稻です。②農業経営の規模拡大に関する現状及び目標について。水稻の現状は、作付面積500a、生産量21トンで、目標は、作付面積1,300a、生産量54.6トンです。

続きまして、議案38ページをご覧ください。③生産方式の合理化に関する現状と目標・措置について。労働力が不足しているため、大型機械の導入により作業の効率化を図り、作業受託面積及び作付面積を増やし、収入増を目指します。④経営管理の合理化に関する目標・措置について。現在の販売先は個人宅が多く、販路が限定されているため、飲食店にも販売し、販路を拡大していきます。また、手作業で帳簿を作成しているため、会計ソフトを導入し事務の効率化を図ります。⑤農業従事の態様等の改善に関する現状と目標・措置について。繁忙期になると人手不足となるので、雇用により作業負担の軽減を図ります。最後に、⑥その他の農業経営の改善に関する現状と目標・措置について。顧客は近隣の方が多いため、遠方に住む人にも購入してもらえるように、インターネットを通じて商品の情報を発信します。

以上で説明を終わります。

なお、この案件について、事務局による書面審査を実施しております。つきましては、認定要件に該当していると考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 この案件について、聞き取り調査された委員から報告をお願いします。

藤本委員 議席番号13番 藤本です。[REDACTED]氏の農業経営改善計画について、令和4年8月18日、市役所農業委員室にて佐伯農地委員長、東田委員、山本委員、都倉委員及び私が、また農業委員会事務局職員3名、農林水産課職員2名同席のもと、その計画内容について聞き取り調査を行いましたので、その概要について報告します。

[REDACTED]氏は、農業経営基盤強化促進法に基づき、平成29年9月に稲作の営農類型として加古川市長から農業経営改善計画が認定され、認定農業者として志方町を中心に水稻を栽培し、生産性の高い効率的な土地利用型農業を目指して取り組んでこられました。この度、計画期間満了に伴い、経営規模の拡大を目指した改善計画の認定申請がなされたことです。

この度の計画は、水稻のヒノヒカリに特化した面積拡大、戸別世帯への販売に加え飲食店への販売などを内容とする経営改善計画となっています。具

て。現状、パソコンを使った簿記記帳を行っているが、経営に活かせていません。目標及び措置として、低コスト、省力化を図るため、税理士と連携し、経営分析を行います。⑤農業従事の態様の改善に関する現状と目標・措置について。現状、繁忙期は休日が取れない実態があります。臨時雇用を導入し、労働時間の短縮と休日制を導入します。最後に、⑥その他の農業経営の改善に関する現状と目標・措置について。飼料代低減に向け、地域の耕種農家と連携し、稲わらやWCSを確保することとしています。

以上で説明を終わります。

なお、この案件について、事務局による書面審査を実施しております。つきましては、認定要件に該当していると考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 この案件について、聞き取り調査された委員から報告をお願いします。

藤本委員 議席番号13番 藤本です。株式会社 [] の農業経営改善計画について、令和4年8月19日、[] の現地調査後、漕艇センター会議室にて、井相田委員並びに私、JA兵庫南加古川営農センター松田センター長、農業委員会事務局職員2名、農林水産課職員2名同席のもと、その計画内容について、株式会社 [] 代表取締役 [] 氏から聞き取り調査を行いましたので、その概要について報告します。

株式会社 [] は、平成29年3月1日に設立された法人であり、その後、平成29年9月に肉用牛の経営類型で加古川市長から農業経営改善計画が認定され、肉用牛の肥育・繁殖を営んでこられました。この度、計画期間満了に伴い、経営規模は、ほぼ現状維持とし、飼料コストの低減や繁殖牛の飼育技術の向上を図る内容とする農業経営改善計画を策定され認定申請されたところです。

経営改善計画の内容としては、但馬牛の肥育と繁殖は、ほぼ現状維持、飼育頭数190頭から188頭、繁殖頭数57頭から65頭とすること。肉質が良く増体制のある素牛の導入による枝肉重量の増加と肉質向上、枝肉重量420kgから450kg、神戸ビーフ率90%から95%とすること。飼料の配合割合、血液中のビタミン検査結果に基づくビタミン投与量や投与時期の改善、粉碎もみ殻を敷料として使用するなどの技術改善を行い健康で効率的な飼育管理を行う。繁殖部門では、粗飼料と濃厚飼料の適正給与並びに、発情期の見極めと適期の人工授精による一年一産を目指す。粗飼料は、アメリカ、オーストラリアからの輸入品を購入しているが、価格が高騰しているため、地域連携による地元産稲わらやホールクロップサイレージへの転換を図りコスト低減を図る。パソコン利用による簿記記帳と経営記録を徹底し、効率的な経営改善と適正な労務管理による労働時間の縮減と臨時雇用により、休日制を導入する。

以上のような計画を実行することにより計画満了時の令和9年には、現在

の年間所得■■■■円を■■■■円に増額させるとともに、より安定的で効率的な農業経営改善計画となっており、その計画は適正なものと判断します。

以上、聞き取り調査結果の報告です。ご審議の程よろしくをお願いします。

議長 諮問原課の議案朗読及び説明、並びに聞き取り調査された委員の報告は終わりました。議案第100号について、ご意見を承ります。

佐伯委員 議席番号17番 佐伯です。質問ですが、39ページと43ページを比べて、農業用機械について、今持っているものを書くのか書かないのか、どちらなんでしょうか。

農林水産課 農林水産課農政係長の畑中です。39ページと43ページの比較ですが、■■■■については取得計画がないから記載がありません。以上です。

岡本委員 議席番号7番 岡本です。今持っているものと計画の両方がわかるような表にしてもらえればわかりやすいのですが。

議長 今岡本委員がおっしゃったとおり、両方が記載されていればわかりやすいですね。

藤本委員 議席番号13番 藤本です。聞き取り調査を行った者としてお答えします。農業用機械の取得計画については、資金計画と連動して作るもので、スーパーL資金を借りる計画と合わせて見るものとなっています。必要な農業用機械の更新についても、■■■■さんについては自己資金でやると言っていましたので、そう理解しました。

岡本委員 機械を持っているのかどうかでいうと、どうなんですか。

藤本委員 乾燥、粳摺り、精米等、いわゆるミニライスセンターで十分対応できます。色彩選別機も導入しており、黒くなった米も除くことができます。

岡本委員 よくわかりました。ありがとうございました。

議長 ほかにご意見、ご質問はございませんか。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第100号について、原案のとおり承認して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第100号について、農業委員会として問題ないものとして、加古川市長に答申することに決定いたします。

議長 皆様方のご協力により、月次総会の議事はすべて終了いたしました。これにて月次総会を閉会といたします。

(閉会時刻 午後3時7分)

加古川市農業委員会

会 長 馬 田 禧 紹

令和4年8月24日

署名委員 (17番)

署名委員 (18番)